

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名 チャレンジ岡崎

代表者名 小田 高之

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動旅行報告書

令和7年08月19日提出

活動年月日	令和7年8月18日（月）	
氏名	福田 澄代	
用務先 及び 内 容	1 8月18日	用務先 豊田市鞍ヶ池 動物愛護センター
		内 容 多頭飼養届け出制度について
	2	用務先
		内 容
	3	用務先
		内 容
	4	用務先
		内 容
備 考		

令和7年度 行政視察報告書

令和7年8月18日（月）

1. 視察日程

令和7年8月18日（月）

2. 視察先

豊田市鞍ヶ池動物愛護センター

3. 視察内容

i) 多頭飼育届出制度について

(1) 概要

動物の愛護及び管理に関する条例が一部改正され、多頭飼養届出制度が施行されることとなりました。そこで愛知県では多頭飼育問題の発生を未然に防ぐため、多数の動物を飼養する飼い主さんを把握し、適正飼養について周知を徹底し、必要に応じて助言を行うことを目的に、多頭飼養届出制度を設けています。ですが、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市および豊田市に関することは、それぞれの市の所管となり自治体に委ねられることとなっています。

そういった背景もあり、豊田市では、多頭飼養問題の発生を未然に防ぐため、多数の動物を飼養する飼い主さんを把握し、適正飼養について周知を徹底し、必要に応じて助言を行うことを目的に、多頭飼養届出制度を設けました。（令和7年7月1日施行）

制度導入に際し、届け出は市民に対し一定の義務を課すものであるため、他自治体の状況や、先行して開始した愛知県の運用状況や成果、効果を見極めつつ慎重に検討を進め、内容を決定しました。また、愛知県において、問題の早期把握や適性飼育に関する助言のしやすさなど一定の効果が確認できたことから、県下の均衡を計るため市条例を改正しています。

- ・対象者：同一の敷地内で、生後91日以上の子犬や子猫を合計10頭以上飼養または保管している方
- ・届出方法：氏名・住所②飼養場所の所在地③飼養・保管している犬や猫の頭数④飼養場所の規模⑤周辺の生活環境を保全する方法
- ・制度があることのメリット：
 - ①届出の際には、犬猫の適正な飼養に必要な知識に関する講習を受講するため、多頭飼養の方法や責任について意識付けができる
 - ②職員と面識ができることにより、フォローや助言しやすくなる
 - ③届け出者が周囲にも話すことで周知が広がる

(2) 現状

周知方法：3 ヶ月間の周知活動を行い施行。方法は報道発表、市ホームページ、SNS、リーフレット配布（動物病院やペットショップ、イベント等）

届出件数：8件（令和7年8月18日現在）

市民からの声：講習会が参考になった。周りに対象者がいたら声をかけるなど。

その他：既存の「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」と連携することで10匹未満の多頭飼いと、10匹以上の多頭飼いの対応のすみわけができています。

(3) 今後の課題、展望

未登録犬や猫を10頭以上飼っているが把握できていない対象者に対し、どのようにアプローチするかが課題です。また、各種教室や市内イベント等での啓発による制度周知や関係団体等からの情報提供等により把握していく予定です。

ii) 所管・岡崎市への提言

愛知県における多頭飼養届出制度は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市および豊田市に関しては各市の所管となっており、このうち名古屋市と豊田市が制度を設けています。この制度は、多頭飼養の実態を把握するだけでなく、飼い主が正しい知識と責任感をもって適正に飼養することを促し、職員との関わりを持つきっかけをつくるものであり、結果として飼養放棄を防ぐ効果も期待できます。豊田市に伺ったところ、届出をするのは普段から意識の高い方が多く、今後は制度を知らない方や届け出をしない方にどう働きかけていくかが課題であるとのことでした。この点は本市においても同様に重要な課題であり、飼いきれなくなる事態を防ぐためには、動物愛護センターが他部局と常に情報共有を行いながら取り組んでいくことが必要だと考えます。また、併せて視察したペット防災についても大変参考になり、自助・共助の工夫を平時から進めていくことの大切さを改めて認識しました。今後は制度の周知を進めるとともに、ペット防災の観点からも市民への啓発や防災計画への反映を提案していきたいと思えます。